

「いわゆる「期間従業員」の無期転換に関する調査」結果（平成 29 年 12 月）

厚生労働省労働基準局

調査内容

- 大手自動車メーカー10 社（注）に対して、当該企業の本社所在地の都道府県労働局職員が本社を訪問し、直接聞き取りを実施。

（注） 個別の企業名については公表を差し控える。

調査結果

- 調査結果は、以下のとおり。

- (1) 期間従業員の有期労働契約について、更新上限の有無
更新上限を設けている企業は、10 社中 10 社。
 - ・ 2 年 11 ヶ月（又は 3 年）としている企業は 7 社。
 - ・ その他の上限を設定している企業は 3 社。
- (2) 期間従業員の再雇用について、一定期間の無契約期間の有無
再雇用まで一定期間が必要とされている企業は、10 社中 7 社。
 - ・ 再応募が契約終了から 6 ヶ月未満の場合には再雇用しない運用としている企業は 7 社。
 - ・ 残りの 3 社のうち、再応募が契約終了から 6 ヶ月未満であっても再雇用している企業が 2 社。
 - ・ 再雇用をしていない企業が 1 社。
- (3) 一定期間の無契約期間が必要とされている理由
一定期間が必要とされている 7 社のうち、その理由が、
 - ・ 労働契約法の改正前から一定期間を必要とする運用を行っていたが、労働契約法の改正によりクーリング期間が 6 ヶ月とされたことを踏まえて、一定期間を法の規定と合わせる運用とした企業は、7 社中 5 社。
 - ・ 労働契約法の改正を踏まえて、新たに一定期間が必要とする運用を行うこととした企業は、1 社。
 - ・ 無期転換ルールが創設される前から 6 ヶ月としていた企業が 1 社。
- (4) 有期労働契約が終了し、一定期間経過後、再雇用の約束の有無
無契約期間を運用上設けている 7 社のうち、有期労働契約が終了し、6 ヶ月を経過した後、再雇用を約束している企業は、7 社中 0 社。
- (5) 期間従業員を正社員転換する仕組みの有無
期間従業員を正社員転換する仕組みを制度として設けている企業は、10 社中 7 社。
制度化しているわけではないが、正社員登用を行っている企業は、残りの 3 社中 3 社。